

平成21年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

議事日程〔第3号〕

9月18日(金曜日)午前10時 開会

開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
(第60号議案及び第61号議案)
- 日程第2 第50号議案から第59号議案までに
ついて委員長報告
(質疑・討論・表決)
- 日程第3 第62号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 決議書案第1号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 議員派遣の件について
- 追加日程第1 第63号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22名)

- 1 番 近藤 紀 男
2 番 成重 博文
3 番 安達 隆
4 番 尾上 真一
5 番 山田 秀夫
6 番 松本 博彰
7 番 中山田 健晴
8 番 河野 徳久
9 番 明石 光子
10 番 土谷 力
11 番 村上 和人
12 番 鴛海 政幸
13 番 後藤 龍太郎
14 番 安東 正洋
15 番 北崎 安行
16 番 川原 直記
17 番 河野 正春
18 番 山本 博文
19 番 菅 健雄
20 番 堂園 慶吾
21 番 徳永 浄
22 番 大石 忠昭

欠席議員(0名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	甲斐 智光
議事係 長	清水 栄二
庶務係 長	伊藤 康輔
書 記	近藤 浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	鴛海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	安東 洋義
市参事兼真玉市民センター長	岩永 澄雄
市参事兼香々地市民センター長	大園 栄治
市参事兼企画情報課長	中嶋 栄治
市参事兼税務課長	尾造 正直
市参事兼消防長	福光 博文
総務課 長	乗原 茂彦
財政課 長	増田 正義
市民課 長	橋本 和明
保険年金課 長	南松 豊久
子育て・健康推進課長	安東 道男
人権・同和対策課長	安東 正洋
環境課 長	後藤 則隆
商工観光課 長	佐藤 之則
農林振興課 長	井上 晃一
農地整備課 長	河野 義雄
建設課 長	野村 信隆
福祉事務所 長	安東 良介
水道課 長	甲斐 好信
総務法規係 長	佐々木 真治
秘書係 長	飯沼 憲一

教育庁

教育 長	河野 潔
総務課 長	奥田 秀穂
学校教育課 長	早田 義司郎

議長(鴛海政幸君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

9月18日

最初にご報告いたします。

お手元に配付しておりますが、市長から、平成21年度豊後高田市一般会計、特別会計補正予算に関する説明書の訂正について送付がありました。

訂正の内容について、執行部に説明を求めます。

環境課長後藤則隆君。

環境課長(後藤則隆君) 皆さん、おはようございます。

お手元に配付されております環境課の火葬場に係る補正予算に関する訂正の説明をさせていただきます。

1日でも早く火葬場の完成を目指すため、火葬場用地取得につきましては、議会の合間を見て、地権者や関係者と勢力的に用地交渉を行った結果、本人の負債及びすでに造成された土地等を勘案する中で4,000万円で用地取得の合意ができましたので、本定例会中に用地取得の議決をいただくため、平成21年度一般会計補正予算に関する説明書の訂正をお願いする次第であります。

内容といたしましては、8ページの13節委託料実施設計業務委託料1,900万円から500万円減額し、1,400万円に、17節の公有財産購入費3,500万円を500万円増額し、4,000万円に訂正させていただくものであります。

また、13節の500万円の減額につきましては、委託料全体予算の2,650万円の中で実施できるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、本補正予算議決後、仮契約を行い、1日でも早く着手できるよう火葬場建設用地取得の追加議案の提出をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長(篤海政幸君) 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から決算審査特別委員会において審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第60号議案及び第61号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第60号議案及び第61号議案については、

閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(篤海政幸君) 日程第2、第50号議案から第59号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長堂園慶吾君。

総務委員長(堂園慶吾君) おはようございます。

総務委員長報告をいたします。

去る9月11日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第50号議案、「平成21年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)」の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、子育て応援特別手当給付事業費、住宅・生活支援対策事業費、火葬場建設事業費、焼却灰等最終処分事業費、県営土地改良事業費、小中学校理科教育設備整備事業費、災害復旧事業費、緊急雇用創出事業費等が計上されています。

歳入について、歳出に要する財源として、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等で措置するものです。補正額は、2億8,492万9,000円の増額で、補正後の予算総額は、149億8,968万9,000円となっています。

歳出の総務費については、緊急雇用創出事業として、香々地庁舎及び書庫の整理を行う2名の雇用、ケーブルネットワーク事業で加入者に提供している機器の操作方法等の問い合わせに対応するために2名の雇用に要する経費が計上されています。

次に、地方債の補正については、現年発生農林水産施設補助災害復旧事業債、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債及び火葬場施設整備事業債の追加、並びに農業農村整備事業債について所要の変更を行うものです。

審査の結果、第50号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、「中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて」は、本市と定住自立圏構想の中心市である中津市との間において、役割分担や連携項目を明示した定住自立圏形成協定を締結するにあたり、豊後高田市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議決を求められるものです。

協定書の中で、役割分担や連携項目としては、小児救急医療に関すること、勤労者福利厚生対策に関すること、産業の振興に関すること、圏域内外の住

民との交流に関すること、広域道路網に関すること、マネジメント能力の強化に関することの6項目についてです。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第54号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案、「豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について」は、加入の申し込みの際に納付する分担金について、引込工事施工前に家庭の事情等により解約した場合については、分担金を還付できるように所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第56号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長(鷺海政幸君) 社会文教委員長安達 隆君。

社会文教委員長(安達 隆君) おはようございます。

社会文教委員長報告をいたします。

去る9月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第50号議案、「平成21年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)」の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費の主なものは、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた子どもを対象に、一人当たり3万6,000円を支給する「子育て応援特別手当給付事業費」、住宅を喪失している離職者等に対して住宅手当を支給する「住宅・生活支援対策事業費」、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、ひとり暮らしの高齢者に対して緊急通報システムの説明及び加入促進を行う「在宅高齢者等地域福祉サービス事業費」等の補正を行っています。

衛生費の主なものは、火葬場建設に伴う用地購入費及び実施設計委託業務等の火葬場建設事業費、一時保管施設に保管している焼却灰等を最終処分場へ運搬処理する「焼却灰等最終処分事業費」、国保連合会の補助事業を活用し、健康推進員に対する研修等を実施する「健康推進員研修事業費」、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、花いろトレーニングルームでのトレーニング機器の使い方や運動プログラムのアドバイスを行う「スポーツトレーナー設置

事業費」等の補正を行っています。

教育費の主なものは、不登校・いじめ等の指導・研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業費」、学習指導要領の変更に伴う理科の授業拡大にあわせた小・中学校の理科教材の購入にかかる経費、全国・九州中学校体育大会出場補助金等の補正を行っています。

審査の中で委員から、一時保管施設の焼却灰等は、どれくらいの量があるのか。また、全国・九州中学校体育大会出場補助金については、保護者の負担の軽減を図るとのことだが、負担割合はどれくらいか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

一時保管施設には、20層があり、20年度に1層の処分をして、今年度3層分を当初予算で計上しています。今回あと5層分を補正予算でお願いしています。1層あたり504トンの量があると計算しています。また、1トンあたり2万5,725円で積算をしています。

体育大会出場補助金については、学校によって差はありますが、保護者負担は1,000円から2,000円です。

また他の委員から、火葬場については、関係する地元の方々が協力していただいているので、1日でも早く市民のために建設を行ってほしいと思うが、土地購入費について、3,500万円ぐらいで話ができればいいが、この部分はどうなっているのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

議会の合間に3,500万円で交渉を行ったが、負債及びすでに造成された土地を勘案し、4,000万円で合意しそうです。この不足額については、補正予算議決後、流用等の措置を行い、早急に仮契約を行い、議会と相談しながら、早期に用地取得の承認を得て、早急に着工していきたい。

審査の結果、第50号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、「平成21年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、生活・介護支援サポーター養成事業費、介護予防教室実施体制強化事業費、並びに平成20年度国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の精算還付金が計上されています。その財源は、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金で措置されています。

9月18日

補正額は、6,183万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、25億425万2,000円となっています。

生活・介護支援サポーター養成事業については、社会福祉法人「積善会」へ事業を委託して、住民参加サービス等の担い手としての生活・介護サポーターを養成することにより、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的とした事業です。

介護予防教室実施体制強化事業については、現在、豊後高田市社会福祉協議会に要介護状態になることを予防するため、特定高齢者介護予防教室の事業を委託していますが、この介護予防教室に職員1名を増員し、体制強化を図ることにより、介護給付費の抑制につなげていくための事業です。

第57号議案、「豊後高田市国民健康保険条例の一部改正について」は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金を現行の35万円から39万円に増額するため、所要の規定の整備を行うものです。

第58号議案、「豊後高田市介護保険条例の一部改正について」及び、第59号議案、「豊後高田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険料及び後期高齢者医療制度の保険料の延滞金の割合について、納期限から一定期間の日数について軽減するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第51号議案及び第57号議案から第59号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長(鷲海政幸君) 産業建設委員長尾上真一君。
産業建設委員長(尾上真一君) おはようございます。

産業建設委員長報告をいたします。

去る9月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第50号議案、「平成21年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)」の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費

の主なものは、白ネギの加工機械等の整備に要する経費を助成する「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業費」、こねぎハウスの整備に要する経費を助成する「ブランドを育む園芸産地整備事業費」、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、そばの生産及び加工に係る人材の育成を図る「豊後高田そば産地確立事業費」、県営農道整備事業負担金等の補正を行っています。

商工費の主なものは、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、観光地において景観を損ねている草木の除去や観光案内板の清掃等を行う「観光施設美化清掃事業費」等の補正を行っています。

土木費の主なものは、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、各種建築物の耐震診断・耐震改修の相談に対応する「建築耐震推進員設置事業費」、市営住宅の施設点検等を行う「市営住宅管理推進員設置事業」等の補正を行っています。

災害復旧費では、7月24日から26日までの豪雨により被害を受けた農地4件、施設2件に係る災害復旧事業費及び6月29日から30日までの豪雨により被害を受けた市道5件に係る災害復旧事業費の補正を行っています。

審査の中で委員より、緊急雇用創出事業について、今回政権が代わったが執行されるという確約があるのか。また、この事業での雇用予定者は決まっているのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

確約といったものはないが、まだ具体的な指導がないので現時点では実施する方向で考えている。雇用予定者については、議決後それぞれの委託先に通知し、ハローワークを通じての雇用なので、現時点では決まっていない。

また、他の委員より、水道量水器位置情報等のデータベース化についての内容とこれまでとの相違点について、及び緊急雇用創出事業について、委託事業の検証はどのように行うのか。また、その範囲をどのように指示するのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

水道量水器位置情報等のデータベース化については、水道を給水するには、水道使用者に給水申込書を出してもらい、使用者の住所、口径、位置等が記載されている。それを電算に入力し、データ化するものです。結果として、給水契約情報についての問い合わせの対応の時間が短縮できる。

緊急雇用創出事業の検証については、委託先に契

約段階で事業内容等の指示書を添付します。実績については、実績の現場写真、状況写真、完成写真を添付させます。事務的な部分は、出勤簿、支払明細等で確認します。

審査の結果、第50号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第52号議案、「平成21年度豊後高田市水道事業会計補正予算(第2号)」は、水道量水器位置情報等データベース化事業費の補正を行っています。

補正額は、収益的収入及び支出のうち収入は、1款「水道事業収益」の2項「営業外収益」を37万円増額し、支出は、1款「水道事業費用」の1項「営業費用」を37万円増額しています。

第53号議案、「訴えの提起について」は、中央公園敷地のうち、個人の共有名義となっている土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求するため、議決を求められるものです。

第55号議案、「市営土地改良事業の計画変更について」は、田染相原地区における元気な地域づくり交付金基盤整備促進事業の計画の変更をすることについて、議決を求められるものです。

審査の結果、第52号議案及び第53号議案並びに第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長(鴛海政幸君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。

社会文教委員長に1点だけお尋ねをしたいんですけど、先程の委員長報告の中で、第50号議案一般会計補正予算の中での火葬場の建設費について、質問や答弁の内容が説明されました。私がお尋ねしたいのは、その中で、用地費が交渉の過程で500万円増額されるということもわかりましたし、何とか一日も早く着工をしようということで、職員、担当課が努力していることもわかりました。お尋ねしたいのは、市民は一日も早い火葬場の建設を、完成

を待ち望んでおります。よって、私も、本会議、一般質問で市長に質問をしましたがけれども、市長は明確に答えませんでした。よって、いまの説明で早急に着工するということはわかりましたし、もう当然のことなんですけれども、委員の中から、いつごろを完成を目処にするのかという質問があったのか、あるいは、質問なくても執行部のほうから早期に着工して、早期、どんなに遅くてもいつごろまでには完成しようというような答弁がされたかどうかということを、市民の関心事でありますので、お尋ねいたします。

議長(鴛海政幸君) 社会文教委員長安達 隆君。

社会文教委員長(安達 隆君) ただ今の大石議員の質問に対して答弁いたします。

私ども社会文教委員全員は、市民と同じく、1日も早い、早期完成を待っております。そういった中でいつまでという話はなく、1日も早く着工するというのが、全員の一致した気持ちであります。

以上であります。

議長(鴛海政幸君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) もう一度お尋ねしますが、気持ちを聞いたのではなくて、審議の過程しか聞けませんので、いま私が聞いているのが、質問が悪かったでしょうか。完成の時期を、市民は関心を持っているわけです。でも、市長が明確にしなかったんですよ。それは、皆さんもご承知のとおりでしょう。だから、委員会の中で、先程の委員長報告の中では、早期着工したいと、そのために努力しているということは、よくわかりましたので、それは評価するんですよ。でも、いつまでに完成を、それはやってみらんとわからんことやけども、目処として、いつまでを目処に完成させるというのかという質問があったかどうかということと、質問あった、なしにかかわらず、執行部の説明は一日も早く着工するという説明はわかったんだけど、何とか一日も早くだけ、遅くともいつまでには完成をしようというような意気込みの、その辺があったのかと、完成の時期について明確な答弁があったかということを聞いているんです。大事な問題でしょう、それは。

議長(鴛海政幸君) 社会文教委員長安達 隆君。

社会文教委員長(安達 隆君) 社会文教委員会の中では、いつまでに完成という話は出ませんでした。一日も早く着工することが大事だと。その中である程度目処が立つんじゃないかと、みんな思ったはずですよ。いつまでに完成という話は出ませんでした。

9月18日

た。

以上です。

議長(鴛海政幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

2番大石忠昭君。

2番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭であります。

私は、第54号議案、中津市と定住自立圏形成協定を提携することについて、反対討論をいたします。

協定の目的は、第2条に示されているように、豊後高田市と中津市は互いに連携し、集約ネットワークの考え方にに基づき、圏内に必要な都市機能や圏域住民の生活機能を確保し、もって圏内の一体的な発展や圏内への定住促進を図る。そのためには、それぞれの役割分担を明らかにする、互いに連携を深め、圏内における課題に迅速かつ的確に対応する、となっています。

しかし、この定住自立圏構想は、もともと豊後高田市民の要求でつくられた構想ではありません。総務省は、5万人以上の市を中心市として、集中的な投資により機能を整備し、周辺市町村がその取り組みに協定によって参加するという定住自立圏構想を提唱し、そして、全国24の先行事業を指定し、推進しようとしています。その24の一つが中津市を中心に中心市に指定し、周辺の自治体が参加することになったものです。

総務省の要綱には、先に定住自立圏の形成に関する協定が締結され、その後、中心市、いわゆる中津市がビジョン、設計図を策定することになっています。しかも、予算を伴うこのビジョン策定について、周辺自治体は議決権を持ちません。関係自治体と協議を行っているだけで、議決権がなければ、中津市の意のままに決められることとなります。

取り組みの内容は、要綱によると、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメントの強化の三つの視点ごとに、一つ以上、つまり最低三つの事業に取り組むことになっています。

今回提案されている協定では、小児緊急医療、勤労者福利厚生対策、産業の振興、広域観光ネットワーク、広域道路網の整備、職員の研修・交流などの事業を行うことが挙げられています。

休日夜間の小児科緊急医療を行う施設や医師の確保などをして、子どもを安心して育てられる環境整備をすることなどは、県北住民にとって緊急課題ではありますが、その他の課題は、それぞれの自治体が主体性を活かして実施すればいいことであり、総務省の言いなりに中津市と協定を結ぶ必要はありません。

経費の一部などは負担金が伴いますが、その財源措置について、総務省は5年までについては明確にしていますけれども、5年後については、全く明らかにしていません。小児科緊急医療の事業も、広域事業組合で実施すればよいことであります。

総務省が提唱する定住自立圏構想のねらいは、道州制の地ならしであることは明らかであります。定住自立圏構想の目的や事業内容など、市民には何の説明もないまま、総務省の言いなりに協定を締結し、事業を推進することの議案であり、反対をいたします。

議員各位のご賛同をお願いし、討論を終わります。

議長(鴛海政幸君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて、討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第54号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第54号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第54号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第54号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第54号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

議長(鴛海政幸君) 日程第3、第62号議案を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第62号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に、秋吉文重氏を再度推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第62号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案については、これに同意することに決しました。

議長（鴛海政幸君） 日程第4、決議書案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

21番徳永 浄君。

21番（徳永 浄君） 皆さん、おはようございます。

決議書案第1号「天皇陛下御即位20年奉祝賀詞決議書」について、提案理由の説明を申し上げます。

天皇陛下におかれましては、本年で御即位満20

年を迎えられました。

この間、陛下は、皇居でのご公務はもとより、皇后陛下とご一緒に友好親善や各般の行事へのご出席など、休まれることなく、ご精励されておられます。このような天皇皇后両陛下のお姿に、我々国民がどんなに励まされ、勇気をいただいていたことが、改めて申し上げるまでもなく、深く感謝申し上げる次第でありますとともに、両陛下のご健勝と皇室の弥栄をお祈り申し上げる私どもにとりましても、慶賀にたえません。

つきましては、天皇陛下の御即位20年という慶事に際しまして、祝意の賀詞を決議していただきますよう要望します。

以上、本決議書案について、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、決議書案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより決議書案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、決議書案第1号については、原案のとおり可決されました。

議長（鴛海政幸君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにいたしたいと思えます。

9月18日

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

議長(鴛海政幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。

ただ今市長から、第63号議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

議長(鴛海政幸君) 追加日程第1、第63号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 第63号議案を追加日程の中に加えていただいて、感謝申し上げます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

第63号議案は、財産の取得についてでございます。本市の最重要課題であり、市民の皆様方が長年切望してまいりました火葬場建設につきまして、建設予定地の地権者と土地売買についての同意を得ることができましたので、早期に事業着手し、一日も早い新火葬場の完成をめざすため、建設用地に係る土地取得について、議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長(鴛海政幸君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。

いま市長から、提案理由説明がありましたので、何点が質疑をします。

第1点は、地権者との同意がいつできたのか、仮契約をいつ結んだのか。

それから、2番目が、本契約を明日なのか、明後日なのか、いつ結ぶつもり、考え方なのか。

三つ目が、これで言いましたら、土地売買について同意を得ることができたとあるんですけども、現地では、住宅もありますし、畜舎もあるんですけども、もう住宅の補償費とか、畜舎の補償費とかというのは別になくて、もうすべて込みで、この金額で売買できるということなのか疑問点ですので、お尋ねします。

それから、4点目が、これだけ約8町歩の土地を買収するんですけども、火葬場については、8町歩も要るんかという市民の間では疑問もありますので、これ、立会人が、私は議長になってもらいたいと思うんですけど、売買本契約の立会人は議長になってもらう予定があるのか、どうなのか。

それから、5点目が、いまありましたように、早期着工、早期完成を目指すということなんですけれども、これは当然のことなんですけれども、工程表を資料でもらっておりますと、それによりますと2年6ヶ月かかるようになっていますが、実際に2年6ヶ月ということは、平成24年の2月末ということになると思うんです。だから、一番遅くとも、24年の2月末までには完成するということでのいのかどうか。完成、早期着工というのが、いつからを早期着工というのか。早期完成というのは、市長の言う早期完成というのは、いつを目処にしているのか、それより予定よりも早くなる場合があってもいいわけですけども、いつの目処、おおよその目処はいつと考えているのかお尋ねいたします。

以上であります。

議長(鴛海政幸君) 環境課長後藤則隆君。

環境課長(後藤則隆君) 先程、大石議員さんのご質問でございますが、契約はいつしたのかということでございますが、昨日、地権者と契約し、先程、

仮契約ができた、18日付で仮契約を決定しております。

それから、本契約につきましては、この議会の議決を得れば、これが自動的に本契約となるというふうになっております。

それから、土地についてのみか、それから、施設、それから、住宅についてはどういうふうになったかということでございますが、土地込みで4,000万で買っております。施設につきましては、ご承知のとおり、この施設は国の補助事業で、農用地整備公団が設置した施設でございますので、大蔵省令で定められております耐用年数を経過しない施設等については売買、それから、取り壊しをした場合には、補助金の返還の対象になるということで、今回は無償でうちのほうで譲渡いただき、当分の間はそのままにしておきたいというふうに考えております。

それから、立会人ですけども、先程、議長の立ち会いということでご質問がございましたが、先程もう仮契約いたしましたので、立ち会いはないということでございます。

それから、面積8ヘクについては、ちょっと広いんじゃないかというふうなご質問がありましたけれども、事情がありまして、ご承知かもしれませんが、この土地につきましては、当初、事業で行う中で、農地取得資金の借りたというふうなことで、担保に入っていたということで、全体の8ヘクで入っていたというようなことと、旧真玉町時代に債務保証しておりまして、その関係がありまして、もう全筆を買わなければ事業は成り立たないということでしておりますので、ご了承願いたいと思います。

それから、工期について、工程表を今回の議会の中でお配りしておりますように、近隣の中津では大体4年9ヶ月、宇佐市では3年9ヶ月の工期で完成をしておりますけれども、ご承知のとおり、当市ではすでに造成された土地なので、努力して、2年6ヶ月の工期を要するものと考えております。それで、完成の目処は23年の3月末というふうに考えております。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） いいですか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質疑をいたします。

いま答弁をいただきましたが、本会議で述べましたように、やはり、今回については市長を先頭に、いままでになく、もう力を入れてきた結果が実った

ということで評価をいたします。

私が、いま面積のことを言ったのは、もうそれだけの、かなり意見が議会の中でもいろいろ私の耳に入るものですから、私が質問したのは、だから、それが8町で悪いという意味で質問したんじゃないんです。そういう意見を言う人がおるから、いろいろおるから、議長が立会人になったらどうですかという、いい意味で、私は建設的な立場で述べただけだね。

だって、いわゆる、あそこの二つの地域での覚書については、立会人がおったわけでしょう。だけど、それも議長がどうもなってないように風のうわさで聞いているんです。私は、こういう問題も、やっぱり時の議長を立てるとというのが、やっぱり市長、あっていいんじゃないかと思うんです。いままで高田でできなかった、安達議員があれだけ、あの土地を無償で提供すると言ってもできなかったのが、やっぱり市長が高田の議員に頭を下げて、協力してくれんかという姿勢がなかった結果なんですよ。

今度は、市長が真玉の5人の議員に頭を下げた、議員の真玉の5人の議員も、本当に応えた。これいい教訓なんですよ。

だから、今後、こういう重要案件についてはやっぱり議長立てると、こうあってもらいたいと思うて、私の意見なんですから、そうしてほしかった。もう、いまからでも、いまの話では、仮契約結んでいるから、今日議決すれば自動的に本契約になるということで、議長の出番がなかったのはちょっと寂しいですね。本人はどうかしらんけど。

（笑声）

それは、どうにもならないのかどうか。今後、やっぱり大事な問題だと思いますので、意見を述べておきますよ。それはできないかどうか、もう1回聞きます。

それから、施設の補償問題は、私もよく知った上で質問しているんですからわかるんですけど、牛小屋はわかるんですけども、住宅がありますね、その住宅についても、いまの4,000万という契約の中で、もう住宅も含んでということでもいいんですね。でないと、いや、土地だけであった。あとから、いや、それは別じゃということになったら大変な問題起こりますので、それはないということでもいいですね。

それから、いまの説明で、23年末、3月というふうに聞こえたものだから、でなくて、工程表から

9月18日

見たら、平成24年の2月末ということが正確じゃないんですか。24年の2月末でしょう。あんた、いま、答弁は23年と言ったもんやけ、あらって思ったんです。24年の2月末と。いまから始めたら、今日議決をいただいたら、遅くとも24年の2月末までには完成したいということやないんですか、市長。

市長が、それを答えてないから、私はあえて聞いているんです。答えてないでしょう。だから、市民はそこを一番、それが一番遅くともなんです。遅くともそうなんだと。それよりも、今度は市長じゃなくて、課長を中心に、何とか工程を早める努力をしてもらいたいと思うんですよね。

あらゆる、あなたを中心に、皆さん、職員の総意を活かせば、やっぱり早く完成というのはまだ1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月というのは、まだ期待できると思うんです。だから、中津や宇佐の例があるけれども、それ以上に、いわゆる出発が遅れたんだから、いや、土地を取得して、土地取得が遅れたんだから、その分は完成までの目処を、とにかく、工程を1日も、1ヶ月でも、2ヶ月でも、3ヶ月でも急げるといのはまだ努力次第ではできると思うんですけれども。市長、もうここはあなたが出らんで、もう後藤課長を参事に格上げして、(笑声)もう参事やってくれというようにしてもらえませんか。

以上です。

(笑声)

(「後藤さん、困るなあ。」と呼ぶ者あり)

議長(鷺海政幸君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、大石議員のご質問にお答えいたします。

工期でありますけれども、課長はちょっと言い間違っ、23年度の末ということ間違っ、おっしゃるとおりに24年の2月ということが正解であります。

それから、工期について市長が答えなかったということだ、この前の時もちゃんとスケジュールを出さされて、ちゃんとスケジュールどおりやりますということ。だから、用地を買収した、そのあと、26ヶ月ということで、皆さん方にお示ししてるんですから、そういう話をしたわけでありませぬ。

それから、今回の場合も、契約についてはもう本契約はしておりますので、そういうことの中で、

(発言する者あり)

いや、本契約になりますので、仮契約で、今日議決

をいただければ、本契約になりますので、そういうことの中で、非常に親切なご忠告ですけども、これは必要はないということよりも、もともと、もう契約そのものが成立するわけですから、そうします。

それから、もう一つ、先程、地域の人たちとの合意のところの時という話が、議長さんをというのができなかったのかということでありましたけれども、これについては、真玉の議員さん方と一緒にやっていただいたので、一緒にそれをしようということで、もともと立ち会いがぜひ必要とか、そういうもんじゃなかったんですけども、皆さん方ご苦労いただいて、それで、みんなで一緒にしようということでは、立ち会いを、そのものとしては、皆さんに立ち会っていただいて、代表として、徳永議員が代表としてしましたけれども、現実には、議員さん、真玉の議員さん全員がいらっしやっていたということで、議長を軽んじたらんと、そういう気持ちは全くありませんので、多分、議長もそうは思っていないと思いますけども、

(笑声)

そこ辺のものは、皆さん方、多分皆さんご理解いただくだろうと思います。

以上でございます。

議長(鷺海政幸君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) もう一度、質疑をいたします。

いまの市長の答弁で、24年の2月末が完成の目処だということなんですけれども、いまの市民の市政に対する要望の意見から見ましたら、やっぱり1日も早くという声が圧倒的なんですよね。だから、それは24年2月末というのが、もう完成の目処であるけれども、やっぱり何ヶ月間でも早くやるというのは、やっぱり、市長政治生命かけてやるという決意はないんですか。で、もう、それを市長じゃなくて、もう担当課に、もう後藤さんを先頭にやらせるぐらいで、もうここまでが難問だったけ、あとは任せるのか、それとも、市長が努力をして、市長が政治生命かけて、いや、何ヶ月かでも早くすることになるのか、あるいは、それとも、副市長に、もうお前が、その担当副市長としてやってくれということになるのか、市民から見れば、やっぱり何ヶ月でも早くというのが圧倒的声ですから、その辺の市長の決意を表明してもらえませんが、一つ。

それから、二つ目の立会人のことで、わざわざまたあえて、あなたがそう言うのなら、いま新地に作っ

ておりますし尿処理場、これは、広域事業組合でやったんですけれども、当時、私の記憶では、広域市町村圏の事業でありながらも、豊後高田市の議長が立会人になって協定書を結んでいるというように、私は記憶していますが、それから見たら、真玉の議員さんたちが頑張ったということは、もう私が紹介したとおりなんです。だから、それが悪いちゅうんじゃないんです。時の議長を立てるちゅうのが、普通だったらそうでしょう。普通、そういうようにしてもらいたかったという意見なんです。それをいまから言うても、でも、いまの本契約、土地契約についても、やっぱり8町歩が広過ぎる云々云々という、千部だったら無料でよかったのにとか、いろいろ意見を言うんです。言う人がおるでしょうが、聞きませんか、その声を。まだまだどんなことを言い出すかわかりませんよ、言う人は。

だから、何を言われても、それは議会を代表する議長が立会人でこうなったんだと、やっぱり、そういう姿勢が、市長、要るんじゃないですか。今日の補正予算の訂正についても、やろうと思ったら、今日やらなくてもやれたんです、法的には。でも、やっぱり議会を立てて、ちゃんと議長に説明して、今日説明をしたわけじゃね、皆さんに。それは、できがよかったと思いますよ。

そのように、今回の、この土地の契約についても、やっぱり立会人を立てるべきやなかったと思うので、その辺の反省の意はありませんか。議会を大事にするというふうにしてもらいたいと思うので、どうでしょうか。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 火葬場をできるだけ早くというのは、だれも同じ考えでありまして、ここで宣言をするも、しないも、そのために、今日、こういうふうにして追加議案をしていただいでやったわけです。

私も、葬儀に行って、そのたびに非常に申し訳ないと、常に思っておりました。そういうことでありますので、できる限り早くやろうということなので、これからもやっていきたい。そういう面の努力は、私も、それからまた、職員全体としてやっていきたいと思っております。

立ち会いの件につきましては、先程、ご答弁したとおりであります。

以上です。

（笑声）

議長（鴛海政幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第63号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案については、原案のとおり可決されました。

議長（鴛海政幸君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 鴛海政幸

豊後高田市議会議員 明石光子

〃 土谷力